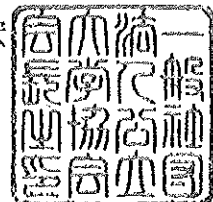




令和2年4月10日

全国公立大学設置団体協議会
会長 小川 洋 様

一般社団法人 公立大学協会
会長 鬼頭 宏



「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における
公立大学への支援について

新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりを踏まえ、4月7日、政府においては、法に基づく緊急事態宣言を発すると同時に、緊急経済対策が定められ、地方団体の取組に関する地方財政措置についても総務省から様々な支援措置が発動されようとしています。

貴協議会加盟の地方団体が設置する全国の公立大学においても、感染拡大の状況を受けて、学生の健康・安全を守るため、あるいは学生を含む大学関係者を介した感染拡大を予防するために、当面の授業開始の見合わせを行うと同時に、遠隔授業の環境整備などに取り組み始めています。

同時に、国公立大学の学生の中で、相対的に経済状況が厳しい家計状況におかれた公立大学生は、感染症の影響による家計状況の急速な悪化や、自身の学生生活を支えるアルバイトの機会を喪失する危機に直面しています。

こうした状況に対し、各公立大学において、緊急の支援措置等を行う必要性が高まっていることから、貴協議会及び加盟団体におかれましては、以下の事項について留意いただくよう、緊急に要望いたします。

- 家計が急変した家庭において修学支援新制度の対象外となる公立大学生への支援、あるいは遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保等、公立大学における緊急的な措置についての支援については、設置団体の果たすべき責任として確実に取り組むこと。

以上